

## 東海市条例第11号

### 東海市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東海市職員の退職手当に関する条例（昭和44年東海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第9項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第13条第11項第4号及び第14項の改正規定及び附則第9項の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年6月1日
- 2 前項第1号に規定する改正規定による改正後の東海市職員の退職手当に関する条例第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）及び第14項の規定は、退職職員（退職した東海市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第1号に規定する改正規定の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1項第2号の規定による改正後の東海市職員の退職手当に関する条例第

16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに東海市職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。